

検索・予約サービスと資金決済法

【検討事項】

1. 検索・予約サービスの決済手段として、現地等での事後決済のほか、予約同時のオンライン事前決済も備える場合、資金決済法上の資金移動業に該当するか
2. 検索・予約サービスでポイントを付与する場合、資金決済法上の前払式支払手段に該当するか

1. オンライン事前決済システムの資金移動業該当性

<前提としている資金の流れ>

- ① 検索・予約サービスに、店舗等は掲載登録、ユーザーは利用登録。
- ② ユーザーが検索・予約サービス上で店舗等と提供役務等を指定して予約すると同時に、予約内容に従った料金をネット決済。
- ③ 上記ネット決済の料金は、全額が検索・予約サービスの運営会社に支払われる。
- ④ 検索・予約サービスの運営会社から店舗等に対し、上記ネット決済料金のうち同社への手数料を差し引いた残金を送金。

検索・予約サービスのオンライン事前決済は、業界団体である一般社団法人日本資金決済業協会による類型整理によれば、「インターネット・モバイル型」（手順は下記のとおり）の資金移動業に該当すると考えられます。

【一般的に想定される手順】

- (1) 送金人が資金移動業者のウェブページ上でアカウントを作る。
- (2) 送金人は(1)で作成したアカウントに入金し、受取人のアカウントへの送金指示をする。
- (3) 受取人は指定のアカウントでお金を受け取る。

参考：[一般社団法人日本資金決済業協会 | 資金移動業の概要](#)

したがって、検索・予約サービス運営会社がオンライン事前決済システムの用意を必要とするのであれば、上記業界団体サイト記載の要件を充たして資金移動業者として登録を受け、規制内容である履行保証金の供託や保全契約の締結などを行う必要があります。

2. ポイントの前払式支払手段該当性

<前払式支払手段とは>

次の4つの要件をすべて備えたものをいいます。

- (1) 金額又は物品・サービスの数量（個数、本数、度数等）が、証票、電子機器その他の物（証票等）に記載され、又は電磁的な方法で記録されていること。
 - (2) 証票等に記載され、又は電磁的な方法で記録されている金額又は物品・サービスの数量に应ずる対価が支払われていること。
 - (3) 金額又は物品・サービスの数量が記載され、又は電磁的な方法で記録されている証票等や、これらの財産的価値と結びついた番号、記号その他の符号が発行されること。
 - (4) 物品を購入するとき、サービスの提供を受けるとき等に、証票等や番号、記号その他の符号が、提示、交付、通知その他の方法により使用できるものであること。
- ※ 具体的には、商品券やカタログギフト券、磁気型やIC型のプリペイドカード、インターネット上で使えるプリペイドカード等がこれに当たります。
- ※ ただし、4つの要件を満たしていても、①発行日から6か月以内の使用期限があるもの、②乗車券、③美術館等の入場券、④社員食堂の食券等は除外されます。

参考：[一般社団法人日本資金決済業協会 | 前払式支払手段発行業の概要](#)

ポイントの場合、上記4要件のうち(2)対価の支払の有無によって、前払式支払手段に該当するか否かの結論が分かります。

- ・ユーザーが事前に現金等の対価を支払ってポイントを購入する場合→該当する
- ・検索・予約サービス利用実績（金額等）に応じてポイントを無償で付与する場合→該当しない

したがって、前払式支払手段への該当を回避するには、プリペイドでポイントを購入させる形はとらず、無償でポイントを付与するにとどめるべきこととなります。

該当することを選択する場合は、前払式支払手段発行業者の届出及び発行保証金の供託等の規制に従うこととなります。

参考：[一般社団法人日本資金決済業協会 | 前払式支払手段についてよくあるご質問【質問・回答】](#)

なお、ポイントについては、資金決済法のほか、とくに無償で付与するポイントは景表法上の規制にも留意する必要があります。

以上